

～地域農業・農村の具体的な未来の設計図～

「地域計画」を策定します

■人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域農業の将来の担い手は誰なのか、その数は足りているのか、遊休農地の発生をどうやって防ぎ、地域の農地をどう守っていくのかといったことを集落や地域で話し合い、その結果を「人・農地プラン」としてとりまとめてきました。

本町では、令和5年度までに17集落で人・農地プランが策定されましたが、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は令和7年3月末までに、市街化区域を除くすべての区域を対象として、人・農地プランに代わる『地域計画』を策定することが義務づけられました。



■地域計画の策定にあたり

地域計画は、地域住民と、町や県、JA、農業委員会などの関係機関が集まり、話し合いを行ったうえで、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものです。

中山間地域における人・農地に関する現状は厳しく、今後ますます深刻化していくことが予想される中であっても、農地が荒れ、地域が廃れていくのは仕方がないことだと、ただ見ているわけにもいきません。

地域計画の策定にあたり、本町では、**地域計画は集落単位**で、農林業センサスの調査区域をベースとした**65区域**で策定することとしました。

同じ町の中であっても、地域や集落の状況は千差万別です。地域計画の策定を機会として話し合いを行い、それぞれに合った取組を進めていく必要があります。

地域計画で明確化すること

- ① 地域農業の現状と課題
- ② 地域農業の将来のあり方
- ③ 将来のあり方に向けた取組方針
+
区域内の農用地等の10年後の姿
(目標地図)

地域計画と人・農地プランの違い

- **地域計画**
内容：地域総力戦での地域農業の将来のあり方
策定：町（地域との話し合いによる合意が必要）
- **人・農地プラン**
内容：地域内で中心となる農業者への農地集積の将来方針
策定：集落（町が認定）